

刈谷市男女共同参画推進条例

逐条解説

刈谷市

(前文)

私たちのまち刈谷市は、個人の尊厳と法の下での平等を定めた日本国憲法及び男女平等に関する包括的国内法である男女共同参画社会基本法の理念に基づき、性別にかかわらず全ての人々が個性と能力を発揮し、人権が尊重される社会を目指し、男女共同参画の推進に関する施策に取り組んできました。

しかしながら、社会の様々な場において、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会的慣行が存在することから、男女共同参画社会の実現に向けて、一層の努力が求められます。本市が目指す男女共同参画社会の実現のためには、その理念を全ての人々が理解し、市民、事業者、教育関係者など様々な主体及び行政が協働して取り組んでいくことが必要です。

私たちはここに、男女共同参画の理念を明らかにし、性別にかかわらず全ての人々の人権が尊重され、誰もが輝くまち刈谷を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、この条例を制定します。

【解説】

本条例の趣旨を多くの方に理解してもらうため、前文を設けました。

条例を制定するに至った経緯や社会・文化的背景、条例の必要性、男女共同参画の推進への決意など条例制定の意義を明らかにしています。

(目的)

第1条 この条例は、刈谷市における男女共同参画を推進するための基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明確にするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

【解説】

市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明確にし、施策を総合的かつ計画的に推進することで、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別にかかわらず全ての人が、社会の対等な構成員として自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において教育に携わる者をいう。

【解説】

この条例で用いる用語の意義を定めています。

- (1) 「男女共同参画」は、性別にかかわらず全ての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。「参画」とは、政策・方針の決定、企画立案の過程に積極的に加わるなど、主体的に意思決定過程にかかわることです。
- (2) 「市民」は、市内に居住する者、市内にある事務所などに通勤する者、市内にある学校や幼稚園、保育所、施設などに通学、通園、通所する者を対象としています。
- (3) 「事業者」は、市内で事業活動を行う全てのものをいいます。営利活動を行う個人や企業だけでなく、NPO等の非営利団体も対象とします。また法人格を持たない団体も対象としています。
- (4) 「教育関係者」は、教育が意識形成に及ぼす影響の大きさを考慮し、家庭教育、学校教育、社会教育その他市内において教育に携わる者を広く教育関係者と捉えています。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 性別にかかわらず個人としての尊厳が重んじられること、性別を理由に差別的な取扱いを受けないこと、能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、個人の社会における活動の選択が制限されないよう配慮すること。
- (3) 性別にかかわらず全ての人が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する者が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際的協調の下に行われること。

【解説】

男女共同参画を推進していくための基本的な考え方で、5つの基本理念を示しています。

- (1) 性別により差別的な扱いを受けたり、能力を発揮する機会が与えられなかったりする場合があります。一人ひとりが自分の能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が性別にかかわらず確保されることが大切です。
- (2) 社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担等が反映されることで、結果として個人の生き方や活動の選択に影響を及ぼすことがあります。個人の社会における活動の自由な選択が制限されないことが大切です。
- (3) 性別にかかわらず全ての人が、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等な立場で参画し、それぞれの視点から意見を反映させる機会が確保されることが大切です。
- (4) 現在、家事、育児、家族の介護など、家庭生活における活動の多くを女性が担っているという状況があります。男女共同参画社会を実現するためには、互い

に協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と仕事や地域活動等との両立を図るようにすることが大切です。

(5) 我が国の男女共同参画は、国際社会の取組と連動して進められてきました。本市においても、国や県の取組と歩調を合わせながら情報収集に努め、男女共同参画を推進することが大切です。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び教育関係者と連携を図りながら、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

【解説】

市は基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有し、施策の推進に当たっては、市民、事業者及び教育関係者と連携しながら取り組むべきことを定めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

【解説】

市民は、市の施策などを通して男女共同参画の理解を深め、社会のあらゆる分野で基本理念にのっとり男女共同参画の推進に取り組むよう努めることとしています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するためには、市民の協力が必要であり、これを明確にしています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

【解説】

事業者は、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めるとともに、職場と家庭、その他の活動の両立ができる職場環境を整備するよう努めることとしています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するためには、事業者の協力が必要であり、これを明確にしています。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

【解説】

男女共同参画の推進において、教育の果たす役割は重要であるため、教育関係者は、生涯を通じた様々な教育や学習の場において、男女共同参画の視点を取り入れるよう努めることとしています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するためには、教育関係者の協力が必要であり、これを明確にしています。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。）を行ってはなら

ない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人その他の親密な関係にある、又はあった者に対する身体又は精神に苦痛を与える暴力その他の行為をいう。）を行ってはならない。

【解説】

性別による差別が雇用の分野の差別だけでなく、様々な場面であらわれ、深刻な問題となっていることから、自分らしく生きる権利を阻むような性別による差別的な取扱いをしてはならないものとしています。

また、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害は男女共同参画を推進する上で大きな課題であるため、行ってはならないものとしています。

（公衆に表示する情報への配慮）

第9条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

【解説】

ポスター・広告など公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼす可能性があるため、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担や異性に対する暴力を正当化し、又は助長する表現は用いないよう努めなければなりません。

（基本計画）

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条

第2項に規定する計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第19条第1項に規定する刈谷市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

【解説】

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を市民等の意見を反映しながら定めなければならないとしています。また、計画については、男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき定めることとしています。

策定及び変更に当たっては、あらかじめ刈谷市男女共同参画審議会の意見を聴くことや、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めなければなりません。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

【解説】

市は、様々な施策の策定や実施の際には男女共同参画の推進について配慮しなければなりません。

（参画機会の格差の是正）

第12条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、性別によって参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的に格差を是正するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

男女共同参画社会を形成していくうえで、性別による参画する機会の格差を是正

する積極的な改善措置を講ずることは重要なことです。

市は、施策の立案及び方針などの決定過程において、性別にかかわらず参画する機会の確保に努めなければなりません。

(啓発及び支援)

第13条 市は、市民、事業者及び教育関係者が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画が推進されるように、積極的に広報活動を行うほか、必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び学習の機会において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 市は、雇用を行う事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

4 市は、性別にかかわらず全ての人が子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会における活動とを両立することができるように、必要な支援を行うよう努めなければならない。

【解説】

1 男女共同参画の推進には市民、事業者及び教育関係者の理解が重要です。市は様々な機会を通じて広報や啓発活動を行います。

また、市は、市民、事業者及び教育関係者が取り組む男女共同参画を推進するための活動に対し、積極的に情報の提供や助言等の支援を行うよう努めなければなりません。

2 男女共同参画にとって、教育及び学習は根本的な意義を持っているため、市は生涯にわたるあらゆる教育の場において、男女共同参画に関する理解を深めるために必要な情報提供、広報、啓発活動等の支援を行うよう努めなければなりません。

3 市は、市内の雇用を行う事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画を推進するための助言、情報の提供に努めなければなりません。

4 女性の社会進出、少子高齢化の進展の中で、地域生活、学校生活、職場生活等

における活動の両立の重要性は非常に高く、市が、必要な支援を行うよう努めなければなりません。

(国際的協調)

第14条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、国際的な交流の促進、情報の収集その他の必要な措置を行うよう努めなければならない。

【解説】

市は、男女共同参画の推進にあたり、国際的な交流の促進や情報の収集など、国際的な視野に立ち、男女共同参画の推進に必要な措置を行うよう努めなければなりません。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な調査研究を行い、必要に応じてその結果を公表するものとする。

【解説】

市は、基本計画の策定や様々な施策を効果的に実施するため、国、県の動向や市の施策の実施状況、市民意識などについて調査研究を行い、必要に応じてその結果を公表します。

(実施状況の公表)

第16条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

【解説】

市は、男女共同参画についての理解と施策への協力を求めるため、市が推進する様々な施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容を公表します。

(施策に対する意見の申出)

第17条 市民、事業者及び教育関係者は、市に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、適切な処理を行うとともに、その内容について、必要に応じて第19条第1項に規定する刈谷市男女共同参画審議会に報告し、意見を聴くものとする。

【解説】

市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画に関する施策や男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に対して意見を申し出ることができるものとしています。

市長は、市民、事業者、教育関係者から申出を受けた場合、適切な対応をとることを定めています。また、必要に応じて、刈谷市男女共同参画審議会の意見を聴くものとしています。

(相談の申出)

第18条 市は、市民、事業者又は教育関係者から男女共同参画を阻害する事項に係る相談があったときは、国、県その他の関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

市は、市民、事業者及び教育関係者から、性別による差別的取り扱い等の男女共同参画を阻害する事案の相談があった場合は、国や県その他の関係機関と連携して必要な対応を行うことを定めています。

(審議会)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、刈谷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 4 女性又は男性のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体を代表する者
 - (3) 市内に住所を有する者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

市は、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する機関として、男女共同参画審議会を設置します。この審議会は、男女共同参画に関する基本計画を審議し、市の実施する男女共同参画推進に関する施策に対し意見を述べ、必要に応じ市長に意見を述べることができます。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

条例の施行に関し必要な事項については別に定めることとしています。